

高島市の区・自治会向け 個人情報取扱マニュアル

平成30年6月

高島市 市民生活部 市民協働課

はじめに

区や自治会で作成されている会員名簿等は、まちづくり活動や災害時の安否確認などにおいて必要不可欠な情報であり、これらの個人情報、安心して暮らせる地域社会の実現につながるものです。

平成29年5月30日に、改正個人情報保護法が施行され、これまでは取り扱う個人情報が5,000件以下の団体は同法の適用外とされてきましたが、改正後は、区・自治会を含むすべての団体が個人情報保護法の対象になることから、同法のルールに沿った取扱いが求められます。

このマニュアルは、今後の区や自治会での区民・会員名簿の作成等の参考にしてください。

目 次

個人情報の利用目的・収集内容を検討	3
個人情報の管理運営方法を決定	3
実際に本人から個人情報を取得	4
個人情報を保管するとき	4
個人情報を利用するとき	5
第三者へ個人情報を提供するとき	5
個人情報取扱基準（参考例）	7
加入届（参考例）	8
個人情報の第三者提供記録簿（参考例）	10

1. 個人情報を取得するとき

(1) 個人情報の利用目的・収集内容を検討

利用目的：名簿を取得する前に、どのような目的で名簿を取得するのか具体的に定めてください。

例) 総会・活動のお知らせなど相互の連絡調整、協議費の徴収、入学祝・敬老祝対象者の把握、災害時の要支援者保護など

収集内容：利用目的に沿って、誰のどんな情報が必要か検討してください。また、必要最低限の情報のみ収集するようにしてください。

例) 世帯主だけの情報、家族全員分の情報、生年月日、住所、連絡先、災害時の支援に必要な情報（障害・健康状況・援護の要否）など

(2) 個人情報の管理運用方法を決定

《決めておくとい事項》

○誰が個人情報を管理・保管するのか

○誰が個人情報を利用できるのか（閲覧・利用できる人）

○個人情報の保管方法

例) 紙媒体 → 鍵付きの引き出しで保管
パソコン上 → パスワードを設定し保管

○個人情報を漏えい・紛失した場合の対応方法

(3) 実際に本人から個人情報を取得

○取得する際は、本人に利用目的を伝えてください。

→区・自治会加入届の余白に、利用目的を記載しましょう。

※取得の際、提出用「封筒」を用意して他の人に見られないような配慮も必要です。

○利用目的や管理方法を区民(会員)に周知してください。

→ルールを定めて総会や回覧版で周知しましょう。

※年に1回程度は行いましょう。

2. 個人情報を保管するとき

○「個人情報取扱基準」(→参考資料)定め、適正に管理してください。

○退会等不要になった会員名簿は、すみやかにシュレッダーにかけるなどして確実に廃棄してください。

○個人情報に誤りがあるとして、本人から訂正を求められたときは、必要な調査を行い、適切かつ、すみやかに対応してください。

3. 個人情報を利用するとき

○取得した個人情報は、あらかじめ決めた利用目的の範囲内で使用してください。

○利用目的以外のことに利用する場合は、改めて本人の同意を得る必要があります。

4. 第三者へ個人情報を提供するとき

原則：あらかじめ本人の同意が必要なほか、提供したことを記録として3年間保存する必要があります。

〔参照条文：個人情報の保護に関する法律第25条、個人情報の保護に関する施行規則（個人情報保護委員会規則第3号）第12・13・14条〕

例外：次のような場合、本人の同意は必要ありません。

①法令に基づく場合

例）捜査に必要な取り調べや捜査関係事項照会への対応

②人命に関わる場合で本人からの同意を得るのが困難であるとき。

例）意識不明で身元不明の患者について関係機関に紹介する場合

③公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

例）児童虐待事例について関係機関と情報交換

④国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。

例) 国・地方公共団体が行う統計調査に協力する場合

〔参照条文：個人情報の保護に関する法律第 23 条第 1 項各号〕

参考資料

個人情報の適正な取扱いを定めた「個人情報取扱基準」の参考例は次ページのとおりです。

[参考例]

〇〇区 個人情報取扱基準

〇〇年〇月〇日施行

〇〇年〇月〇日改正

(目的)

第1条 〇〇区（以下「本区」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いに関する事項を定めることによって、事業の円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本区は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、区活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 本区は、この個人情報取扱基準を、総会資料又は回覧等により区民に周知するものとする。

(取得)

第4条 本区は、区長が「〇〇区加入届」（様式1）等を、区民又は区民になろうとする者（以下「区民等」という。）から受理することにより、個人情報を取得する。

2 本区が区民等から取得する個人情報は、氏名（家族、同居人を含む。）、生年月日、性別、住所、電話番号（緊急連絡先）その他の事項で、区民等が同意する事項とする。

(利用目的)

第5条 本区が保有する個人情報は、次に掲げる目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 区民名簿、区民所在マップの作成
- (2) 協議費の請求及び管理
- (3) 回覧その他文書の配付
- (4) 区民の親睦、交流活動
- (5) 防災・防犯の活動
- (6) 災害等緊急時における支援活動

(管理)

第6条 個人情報は、区長又は区長が指定する役員が保管し、適正に管理するものとする。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(第三者提供)

第7条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得なけ

れば第三者に提供することができない。

- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人命に関わる場合であって本人からの同意を得るのが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。
- 2 個人情報の管理者は、個人情報を第三者に提供したときは、第三者提供に係る記録簿（様式2）を作成することとする。
 - 3 前項の記録簿の保存期間は、3年とする。

〔参考例〕

【様式 1】

年 月 日

〇〇区長（自治会長）様

〇〇区加入届

私は、〇〇区に加入する意思がありますので、本書のとおり届け出ます。なお、下記「個人情報の取扱いについて」にも同意します。

住 所	〒 ー 高島市 番地
フリガナ	
氏 名	
電話番号	

○個人情報の取扱いについて

- ・ ご提供いただいた個人情報は、区民名簿の作成、協議費の請求・管理、回覧
その他文書の送付、区民の親睦活動、防災防犯の活動、災害等の緊急時にお
ける支援活動などこれらに付随する活動を行う目的の範囲内で利用します。
- ・ 法令に定めがある場合などを除いて、事前に同意をいただくことなく、利用
目的以外に使用又は外部提供いたしません。

[参考例]

【様式 2】

個人情報の第三者提供記録簿

提供日	年 月 日	
提供する 相手方 (申請者)	氏 名	
	所 属	
	住 所	
	電話番号	
提供理由		
情報提供する 対象者		
提供した情報 (項目)		
本人同意の有無 (同意年月日)		

※個人情報を本人以外の者（第三者）に提供する際は、基準等で特に定めのある場合を除き、あらかじめ本人の同意が必要です。

※この記録は、原則 3 年間保存しておく必要があります。

自治会に関する問い合わせ先	
○ 市民協働課	TEL 2 5－8 5 2 6
○ マキノ支所	TEL 2 7－1 1 2 1
○ 今津支所	TEL 2 2－2 5 5 1
○ 朽木支所	TEL 3 8－2 3 3 1
○ 安曇川支所	TEL 3 2－1 1 3 1
○ 高島支所	TEL 3 6－1 1 2 1
○ 新旭振興室	TEL 2 5－8 5 2 6